



税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部理事 富田 唯志



一般社団法人東毛法人会会員の皆様には、日頃から大変お世話になっております。私は関東信越税理士会館林支部理事の富田でございます。今回は源泉徴収制度について改めて確認していきたいと存じます。

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。この制度により源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉徴収だけで納税義務が完結する源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっています。この源泉徴収制度は、我が国においては、利子所得については明治32年から、給与所得については昭和15年から採用されているなど長い歴史を有しており、外国においても多くの国で採用されています。

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税や復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁で

あっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります（所法6、復興財確法8②）。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人は、その支払う給与や退職手当について源泉徴収は要しないこととされています（所法184、200）。また、給与所得について源泉徴収義務を有する個人以外の個人が支払う弁護士報酬などの報酬・料金等については、源泉徴収を要しないこととされています。

次に非居住者や外国法人に支払う源泉徴収制度について、例として土地等の購入について説明いたします。

非居住者や外国法人（以下「非居住者等」といいます。）から日本国内にある土地等を購入してその譲渡対価を国内で支払う者は、非居住者等に対して対価を支払う際10.21パーセントの税率により計算した額の所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

源泉徴収の対象となる「土地等」とは、土地または土地の上に存する権利、建物およびその付属設備もしくは構築物です。

源泉徴収義務者には「土地等の譲渡対価の支払をする者」のすべてが含まれていることから、法人はもちろん個人（事業者かどうかは問いません。）であっても、非居住者等に対して土地等の譲渡対価を支払った場合には原則として源泉徴収をする必要があります。

ただし、個人が自己またはその親族の居住の用に供するために土地等を購入した場合であって、その土地等の譲渡対価が1億円以下である場合には、その個人は源泉徴収をする必要はありません。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

○ 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

有限会社 フレッシュフーズタケイ 藪塚本町支部

当社はカット野菜工場として1998年に設立しました。

最初はたったの1種類、白菜だけを中華丼の具に入れる野菜として刻んでいました。少しずつ色々な野菜を扱うようになり今では市場に出回る野菜ならほとんどカット出来る様にまでなりました。

仕入先は公設市場から始まり地元の農家さんや農協との契約栽培、季節ごとに日本全国から野菜が集まります。

驚くことに夏の野菜でも冬の野菜でも仕入れる産地を変えれば1年中仕入れることが出来ます。

当社の業務形態ですがカット野菜というと「スーパーに良く並んでるやつね」とよく言われますが違います。業務用カット野菜です。当社の商品が直接皆さんの目に触れることはありません。惣菜を

作る会社に納入したり、老人ホーム等の給食センターに納めたりしています。地元のレストランとかにも納入させて頂いているので知らず知らずに当社のカット野菜を口にしている人も多いと思います。出荷量が多い日にはキャベツだけで4トン近く出荷する日もあります。キャベツ4トンなんて皆さん創造できないでしょう？

これからも安心安全な国産野菜を取り扱い新鮮なカット野菜を製造販売していきたいと思っています。



代表取締役 武井 久幸



一部商品

【会社概要】

商 号 有限会社フレッシュフーズタケイ
創 業 1998年4月設立
代 表 者 代表取締役 武井 久幸
住 所 太田市大原町 1095-10
〒379-2304
TEL: 0277-78-9090
FAX: 0277-78-9804
E-mail: snc27374@nifty.com
業 種 カット野菜製造販売
従 業 員 19人



会社外観



大型自動野菜洗浄機